様式第６号（第８条関係）

南知多町ふるさと産品創出等支援事業事前着手届

年　　月　　日

南知多町長　様

届出者　住所

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名）

電話番号

年　　月　　日付けで申請した南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金について、次のとおり補助金の交付決定前に補助事業に着手しますので、南知多町ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第８条の規定により届け出ます。

１　事業名

２　交付申請予定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　事業実施期間　　着手予定日　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　完了予定日　　　　　　年　　　　月　　　　日

４　事業概要

５　事前着手を必要とする理由

６　事前着手の条件

1. この届出に係る補助事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの間において事業計画の変更を行いわないこと。
2. 補助金交付決定を受けるまでの間において天変地異等の理由により実施する補助事業に損失が生じたときは、当該損失は届出者が負担すること。
3. 補助金の不交付決定を受けたとき又は補助金交付決定を受けた補助金の額が交付申請額に達しないときにおいても、これに異議を申し立てないこと。